

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月5日
【会社名】	株式会社ローソン
【英訳名】	Lawson, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 竹増 貞信
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(6635)3963 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 高西 朋貴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(6635)3963 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 高西 朋貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2024年7月3日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2024年7月3日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、50,038,357株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2024年7月26日

効力発生日における発行可能株式総数

8株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。

かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第7条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は三菱商事株式会社のみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主は三菱商事株式会社及びKDDI株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年7月26日に効力が発生するものいたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができる株主の議決権の総数 1,000,269個

(単位：個)

決議事項	出席株主が行使した議決権の数	賛成数	反対数	棄権数 (無効を含む。)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	970,153	969,811	213	63	99.96%	可決
第2号議案	970,153	969,821	208	58	99.97%	可決

(注)各議案が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した議決権の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことによりすべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部の株主を除く当日出席株主の議決権の数は、賛成、反対、棄権及び無効にかかる議決権の数には加算しておりません。

以上